

# 平成 29 年度 飲料自動販売機設置仕様書

社会福祉法人八王子市社会福祉協議会を甲とし、設置業者を乙とする。

## 1 設置場所

No.	場所	台数	住所
1	八王子保育専門学院	1	八王子市台町 4-45-10

※ 詳細地図については別紙参照

## 2 設置台数

合計 1 台

## 3 設置期間

平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日

※ ただし、設置期間については甲乙両者より特段の申し出がない限り延長することができる。(最長 5 年)

## 4 設置業者

原則 1 社

## 5 設置条件 (必須) \* 必須条件をすべて満たさなければ選考対象とはなりません。 \*

### (1) 本体

飲料自動販売機とする。

大きさはおおよそ W1200×D950×H2000 以内で、重量は約 600 k g 以下とすること。

インパネ等には本会の指示する広報用ポスターを作成し掲示をすること。

### (2) ユニバーサルデザイン

ユニバーサルデザインの自動販売機とすること。

### (3) 環境への配慮

平成 28 年度グリーン購入法適合機種であること。

ただし、冷媒については CO<sub>2</sub> (二酸化炭素)、HC (炭化水素)、HFO (1234yf) とする。

### (4) 外装ラッピング

外装デザインは八王子市社会福祉協議会広報用ポスターを基調としたラッピング仕様であること。なお、外装デザインについては協議の上決定することとする。

### (5) 電子マネー対応

交通系 IC カード対応とすること。



(6) 耐震対策（転倒防止対策）

自動販売機の設置にあたっては、地震や風雪等に備えて転倒防止策を施すこと。  
その際、できる限り設置する建物の躯体に負担がかからない方法で設置すること。

(7) 空容器回収箱

乙は、飲料の空容器回収箱を設置すること。

回収箱は、空容器の分別が可能なものとし、不燃性のもので、90L程度のゴミ袋で対応可能なものとする。

なお、自動販売機1台設置につき1箱の回収箱を設置すること。

6 設置条件（その他）

必須条件を確実に履行できる事業者については、別紙の項目に回答すること。

7 販売価格

周辺の自動販売機の売価と同等にすること。

8 電気料金

電気料金については1台ごとに子メーターを設置し、実費徴収とする。乙が負担すること。

9 売上手数料

売上手数料は、設置場所毎の自動販売機に係る毎月の売上の総合計額に、手数料率を乗じたものとする。

10 費用負担

自販機の設置及び撤去、運営に係る費用については、原則乙による負担とする。

11 業務の解除

乙は、自己の都合により自動販売機を取り下げる場合は、事前に甲に書面により通知することで、甲の指示する方法により、業務を解除することができる。

12 事故責任

自動販売機の設置によって第三者に生じた事故が、甲の責に帰さない事由による場合は、乙が補償をすること。

13 商品・機種等の盗難・破損

甲は、甲の責によることが明らかな場合を除き、当該自販機に係る盗難事故や破損事項等に関しては、その一切の責任を負わないこととする。

また、乙は、自販機が毀損、汚損または紛失したときは、速やかに復旧することとし、復旧に係る経費は、乙が負担すること。

#### 1.4 機種の変更等

機種の変更等を行う場合は、予め甲に書面により申し出たうえで、甲の承諾を受けなければならない。

#### 1.5 原状復旧

乙は、自動販売機を撤去したときは、乙の責任と負担のもとに原状復旧を行い、甲の確認を受けること。

#### 1.6 その他

本仕様書に定めのない事項については、協議の上決定する。

## 別紙

必須条件を確実に履行できる事業者の方は以下の項目に回答してください。

### 記入等に関わる留意点

- ・質問①～⑧について、該当する項目にまるをつけてください。
- ・質問②～③で提出していただく取組みの報告書は、本会提出用に作った文書や報告書でなく、一般向けに発行しているCSRレポートなどの発行物（本）とします。
- ・販売手数料については、かっこ内に手数料率をご記入ください。（数値は整数とします。）
- ・御社名・御担当者名・御連絡先をご記入ください。

### \*自動販売機の機能等に関する設問

#### ①フルオペレーション業務について（複数回答不可）

- 1 自社もしくは100%株式所有している会社（以下「関連会社」とする。）にてオペレーション業務確実にを行うことが出来る
- 2 第三者に業務を委託するが、その契約書すべての提出が可能である
- 3 第三者に委託契約することで業務は可能である

※ フルオペレーションの内容については資料①参照

#### ②資源有効利用促進法（空缶・空PETの回収等）について（複数回答不可）

- 1 自社もしくは関連会社にて適切な回収を行い、再生資源としての活用や回収及び最終処分までの活動報告書等を発行している
- 2 自社・もしくは関連会社にて回収を行い最終処分までを明確にすることが可能である
- 3 業務委託にて対応し、回収を行い最終処分までを明確にすることが可能である

注）取組みが確認できる書類（活動報告書等）をご提出ください。

### \*事業者の環境負荷の軽減への取組みに関する設問

#### ③ISO 14001の取得について（複数回答不可）

- 1 全社で取得している
- 2 一部事業所（事務所等）で取得している
- 3 順ずる規定を設け取得を目指している

注）取組みが確認できる書類（活動報告書等）をご提出ください。

### \*事業者の地域への貢献に関する設問

#### ④災害協定等による地域貢献の実績について（複数回答不可）

- 1 過去5年間の八王子市と災害協定（組合等の構成員）の実績あり
- 2 実績なし

注）取組みが確認できる書類をご提出ください。

⑤ボランティア活動による地域貢献の実績について（複数回答不可）

- 1 過去5年間の八王子市内でのボランティア活動等の実施状況(後援・支援を含む)あり
- 2 実績なし

注) 取組みが確認できる書類(活動報告書等)をご提出ください。

⑥公共・公益団体から社会福祉に関する表彰の実績について（複数回答不可）

- 1 過去5年間の八王子市内の公共・公益団体から社会福祉に関する表彰(組合等の構成員)の実績あり
- 2 実績なし

注) 取組みが確認できる書類をご提出ください。

⑦本会会員への加入について（複数回答不可）

- 1 平成29年度本会会員加入の実績あり
- 2 実績なし

⑧本会への寄付の実績について（複数回答不可）

- 1 過去3年間の本会への寄付(組合等の構成員でも可)の実績あり(寄付年月： )
- 2 実績なし

\*販売手数料について

( ) %

<b>御社名</b> _____	
<b>御担当者名</b> _____	
<b>御連絡先 TEL</b> _____	<b>FAX</b> _____

## フルオペレーションの基本的な考え

自動販売機の設置管理運営に必要な一切の業務をすべて行っていただくものです。

- ◆商品の補充・売上金回収・清掃・メンテナンスまでを行っていただきます。
- ◆常に安定した高品質の商品を提供する品質保証活動(QC活動)をしていただきます。
- ◆自動販売機の維持につきましては、随時、専門技術サービス員を派遣し、保守業務を行っていただきます。
- ◆自動販売機の故障等には、365日体制で専門の修理サービスマンにより即時対応致していただきます。

- ・自動販売機への製品の補充
- ・現金の回収とつり銭の補充
- ・空き缶の回収
- ・自販機の清掃、周辺美化 ・故障時の対応、点検に係わる業務 など